

Saitama Recidivism Prevention Plan

埼玉県 再犯防止 推進計画



ごあいさつ

本県の刑法犯の認知件数は、過去最も多かった平成16年の18万1千件から15年連続で減少し、令和元年には約7割の減少となる約5万5千件となりました。

一方で、県内における刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は上昇傾向にあり、近年は5割台で推移しています。

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居のない者、高齢者や障害者など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者も多く存在しており、その課題を社会全体で解消していく必要があります。

このような課題の解決に向け、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、平成29年12月には国の「再犯防止推進計画」が策定されました。

これを受け、県では国との適切な役割分担を踏まえ、県としての再犯防止等に関する施策を効果的に推進していくため、「埼玉県再犯防止推進計画」を策定しました。

この計画では国の再犯防止推進計画の基本方針を踏まえ、就労・住居確保のための取組をはじめとした5つの施策に取り組みます。

また、こうした県の施策を横断的に貫く一本の柱とも言えるのが「埼玉版SDGsの推進」であり、SDGs基本理念は、「誰一人取り残さないこと」です。

県ではこれらの施策を通じて、「犯罪をした者等を含めた全ての県民が安心・安全に暮らすことができる社会の実現」を目指してまいります。

施策の推進に当たっては、県民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見や様々な御協力をいただきました。埼玉県再犯防止推進計画有識者会議委員の皆様をはじめ、県民の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

埼玉県知事 大野 元裕



埼玉県再犯防止推進計画

I	計画の概要	1
1	計画の策定趣旨	1
2	計画の性格	2
3	計画の施策	2
4	計画の期間	2
5	SDGs（持続可能な開発目標）の視点を生かした取組の推進	3
II	本県における再犯防止を取り巻く状況	4
1	刑法犯認知、検挙状況	4
2	検挙者に占める再犯者の状況	4
3	矯正施設の入所者等の状況	5
4	埼玉県再犯防止推進モデル事業	6
III	成果指標等	7
1	再犯の防止等に関する施策の成果指標（全体目標）	7
2	再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標	7
IV	施策の展開	9
1	就労・住居確保のための取組	9
(1)	就労の確保	9
(2)	住居の確保	13
2	福祉・保健医療サービス利用促進の取組	17
(1)	高齢者又は障害者等への支援	17
(2)	薬物依存を有する者への支援	22
3	非行の防止と修学支援の取組	24
4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導、実施のための取組	31
5	民間協力者の活動促進、広報・啓発活動推進のための取組	34
(1)	民間協力者の活動促進	34
(2)	広報・啓発活動の推進	38
V	計画の推進体制と進行管理	41
1	計画の推進体制	41
2	計画の進行管理	42
【資料編】		43
1	再犯の防止等の推進に関する法律概要	43
2	再犯防止推進計画概要（国）	45
3	関連取組一覧	46
4	埼玉県再犯防止推進計画有識者会議	50
5	用語集	51



計画の概要

1 計画の策定趣旨

- 我が国の刑法犯の認知件数は、戦後最多となる平成14年から17年連続で減少しており、令和元年は74万9千件と戦後最少を更新しました。
- 一方で、検挙人員に占める再犯者の比率は上昇し、令和元年には48.8%に達するなど、検挙人員の約半数が再犯者となっています。
- 本県においても刑法犯の認知件数は年々減少していますが、検挙人員に占める再犯者の比率は国より高く、令和元年では50.1%となっています。
- 誰もが安心して暮らすことができる社会を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした者等が抱える課題等を社会全体で解消することが必要です。
- 更生保護や再犯防止の取組は、これまで国の刑事司法施策として行われており、本県においても犯罪や非行防止の取組をはじめ、「社会を明るくする運動」などの啓発活動、関係団体の支援など様々な取組を行ってきました。
- しかし、犯罪をした者等の中には、貧困や疾病、障害、薬物への依存、家庭機能不全、学校の中退・退学など様々な生きづらさを抱えている者が増えています。
- また、高齢者や障害者、住居や就労先を確保できない者など継続的な支援を必要とする者が、十分な支援を受けられないまま再び犯罪に手を染めてしまう場合も数多く見受けられます。
- こうした者が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援等を行うためには、国の刑事司法施策に加え、政府・地方公共団体・民間協力者が一丸となった取組の必要性が指摘されるようになりました。
- そのような中、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）が施行されました。
- 再犯防止推進法では、地方公共団体は再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有すると規定されるとともに、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務となりました。
- そこで、県では、国との役割分担を踏まえ、県が取り組むべき再犯防止の施策を明確にし、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援することで、犯罪をした者等を含めた全ての県民が安心・安全に暮らすことができる社会の実現に取り組んでいくため、本計画を策定します。

2 計画の性格

- 本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として位置付けられます。
- また、埼玉県地域福祉支援計画や高齢者支援計画、障害者支援計画などの関連する県計画との整合性を図りつつ策定しています。

3 計画の施策

- 国の再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）に設定された5つの基本方針を踏まえ、県の実情に応じて、次の5つの施策に取り組みます。

国の基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成



県の施策

- ① 就労・住居確保のための取組
- ② 福祉・保健医療サービス利用促進の取組
- ③ 非行の防止と修学支援の取組
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導、実施のための取組
- ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動推進のための取組

4 計画の期間

- 令和3年度から令和5年度（2021年度～2023年度）までの3年間とします。

5 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を生かした取組の推進

- 国際的には豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取り組みが進められています。
- 持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年（2015年）9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられたもので、先進国を含めた国際社会が2030年までに取り組むべき17の目標です。
- この中には、「目標3 すべての人に健康と福祉を」や「目標4 質の高い教育をみんなに」などといった再犯防止に関連した目標も含まれており、法務省の再犯防止対策では、次の6つの目標を設定しています。
- 本県の再犯防止に係る施策においても、この6つのSDGsの達成を目指して取組を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



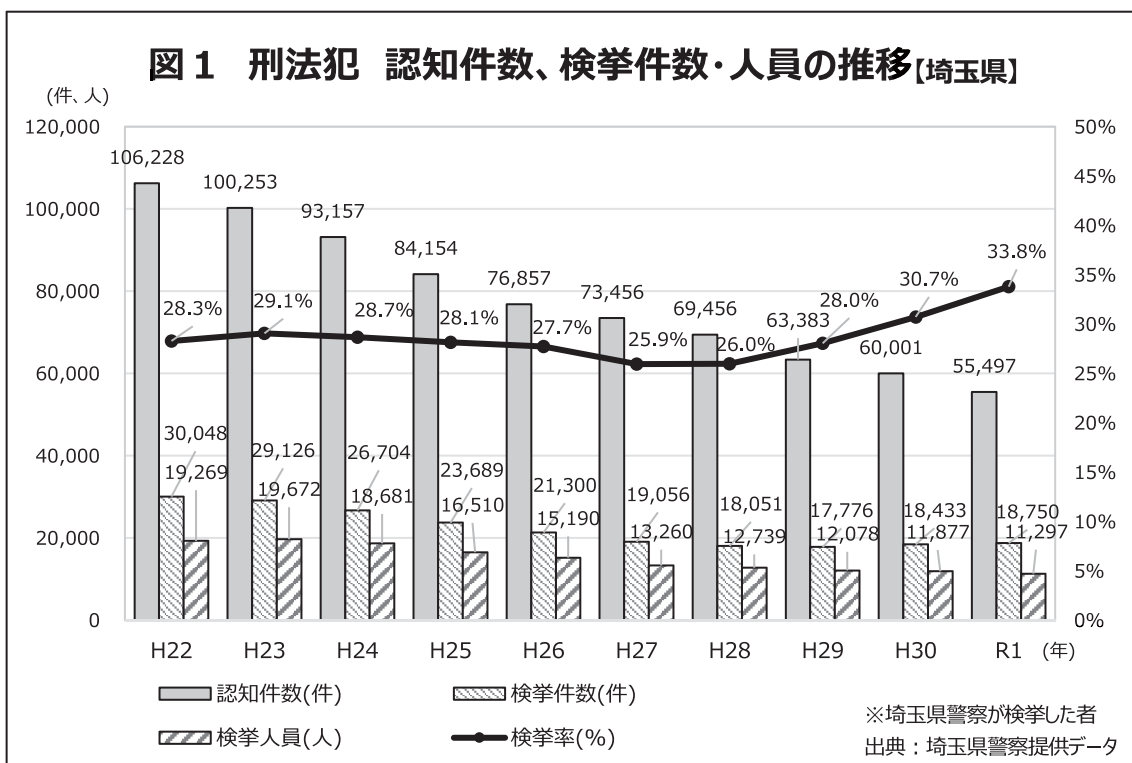


本県における再犯防止を取り巻く状況

1 刑法犯認知、検挙状況

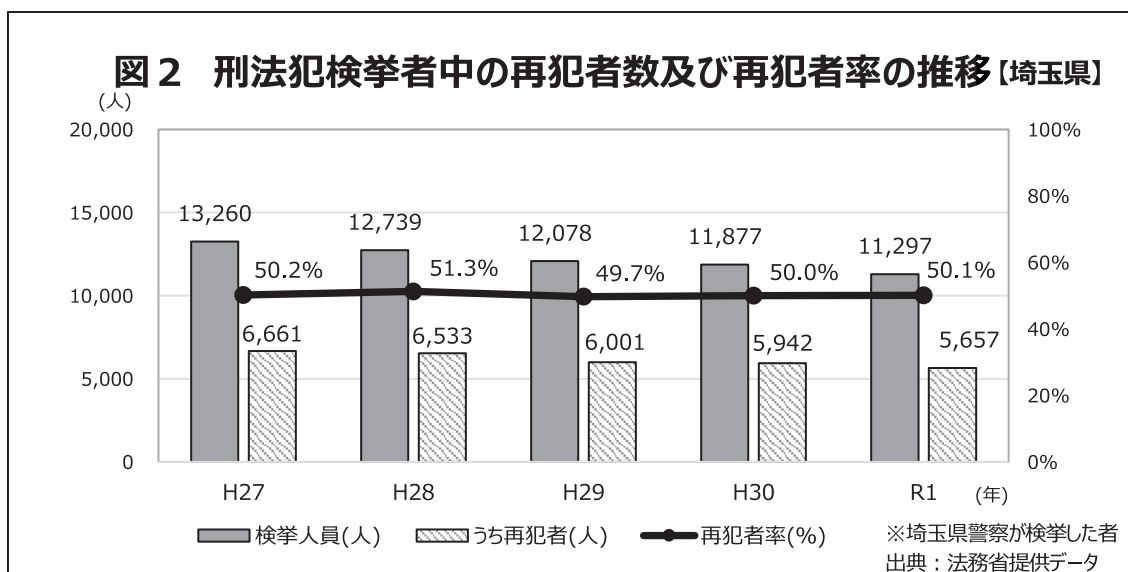
本県の刑法犯認知件数は年々減少し、令和元年は約5万5千件と、最も多かった平成16年の約18万1千件と比較すると約70%減少しています。

また、そのうち検挙件数は約1万9千件で、検挙人員は約1万1千人となっています。



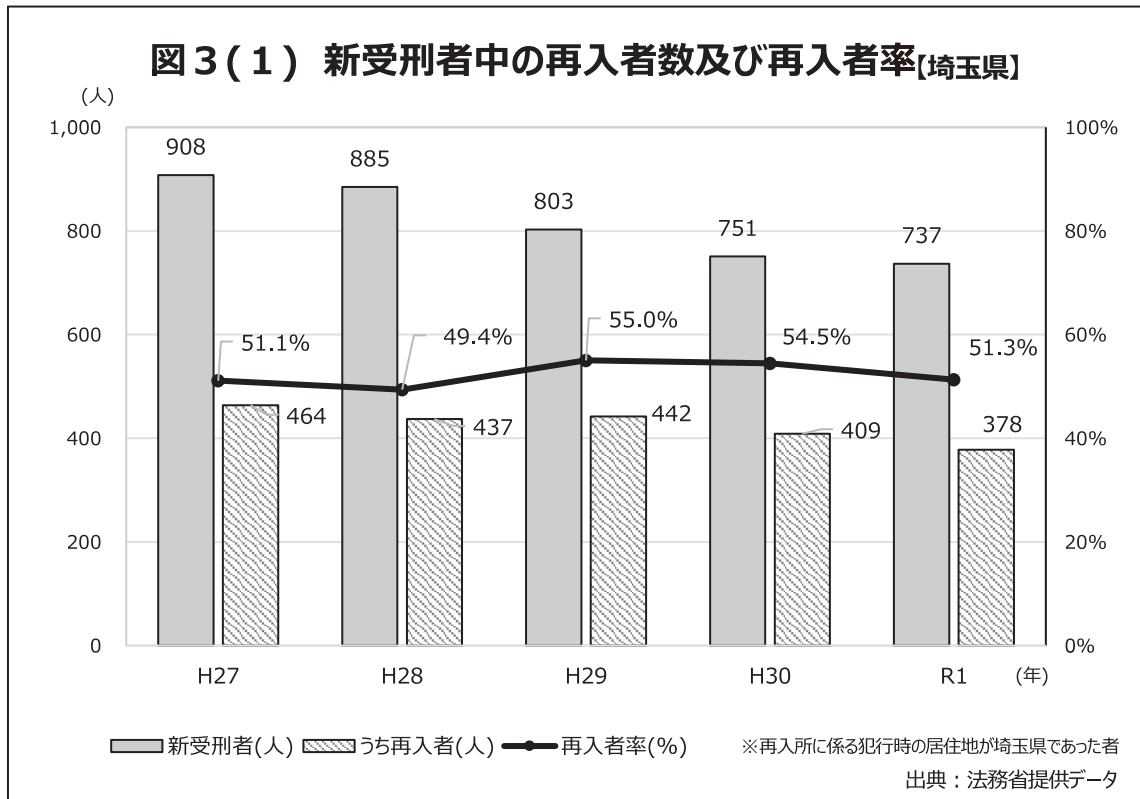
2 検挙者に占める再犯者の状況

県内の検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）は、5割前後を推移しています。

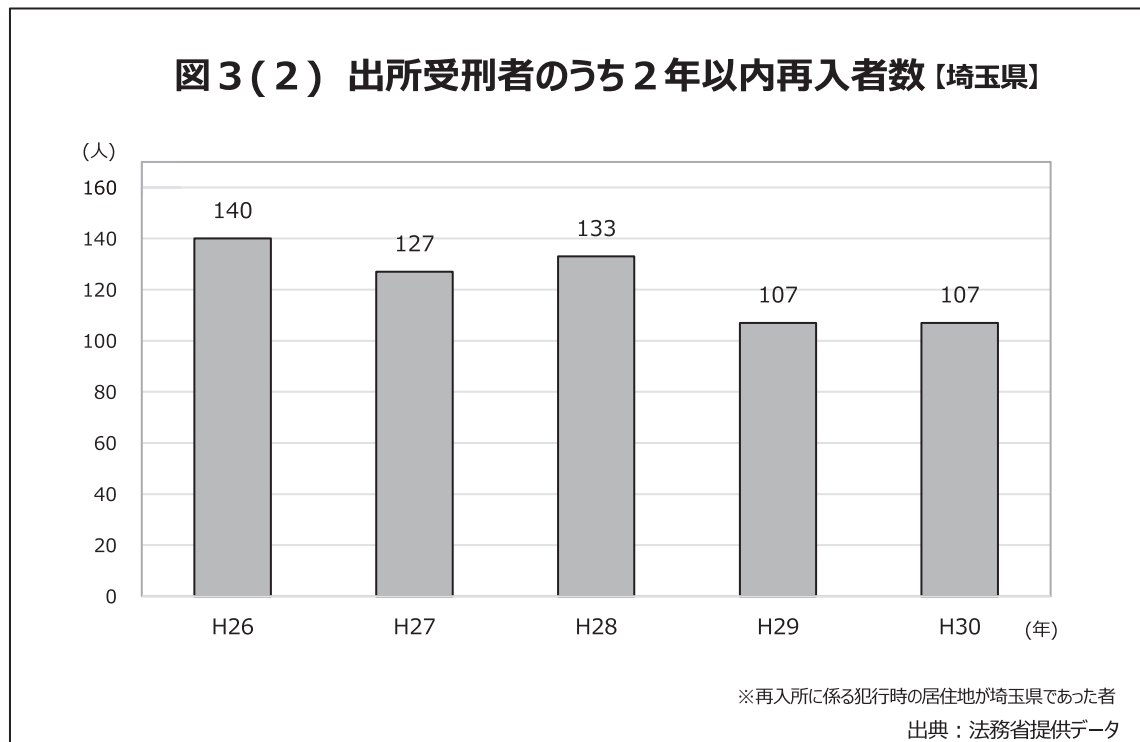


3 矯正施設の入所者等の状況

矯正施設における新受刑者のうち再入者の割合は5割前後で推移しています。



平成30年出所受刑者の2年以内の再入者数は107人となっています。



4 埼玉県再犯防止推進モデル事業

本県では国から委託を受け、国と連携した地域における効果的な再犯防止対策の在り方について検討するための地域再犯防止推進モデル事業を平成30年度から令和2年度まで実施しました。

○ 事業の目的

高齢者・障害者等で更生緊急保護が適用となった起訴猶予者、執行猶予者等に対し、刑事司法関係機関と福祉が連携して、対象者の意向・状態に応じた地域社会で孤立しないための「息の長い」支援を実施していくことにより、対象者の社会復帰及び再犯防止に向けた生活環境整備を図ることを目的とします。

○ 実施期間

平成31年1月～令和2年9月

○ 取組内容

平成31年1月に埼玉県自立生活支援センターを開設し、社会福祉法人親愛会に委託して埼玉県再犯防止推進モデル事業を開始しました。

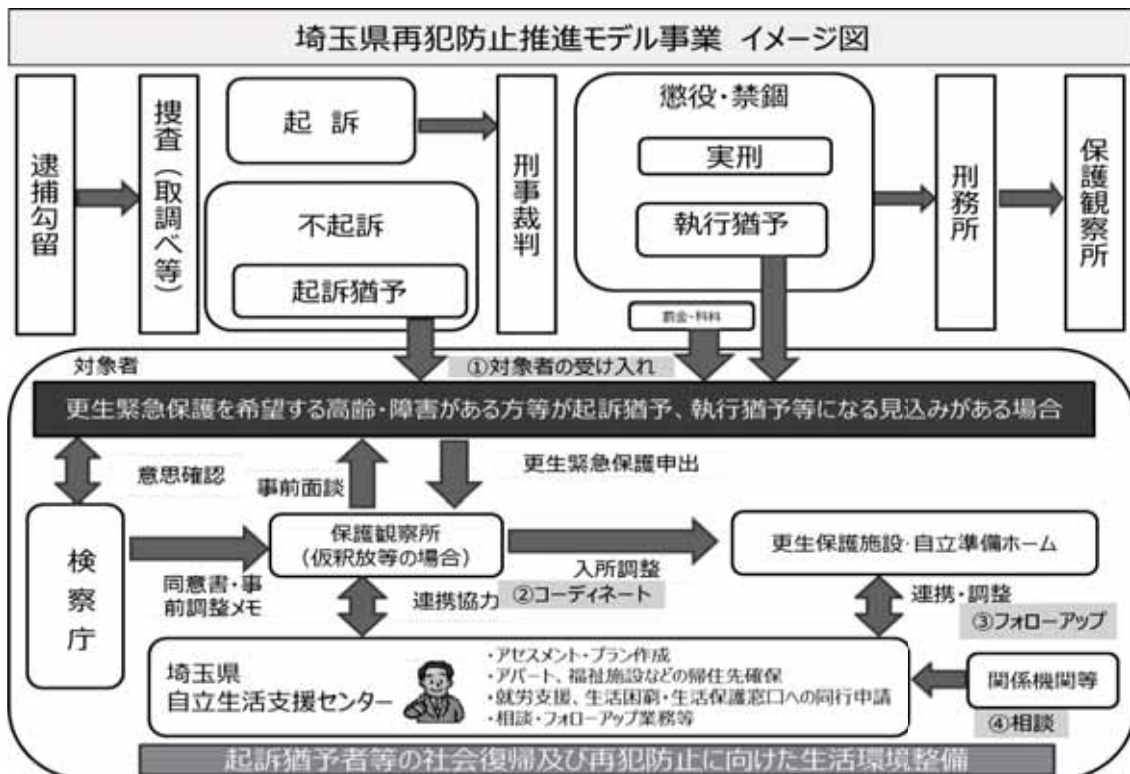
社会福祉士の資格を有するコーディネーターが対象者と面談の上、アセスメントを行い、支援プランを作成しました。適切な福祉サービス等の利用に向け、年金申請、戸籍復活、国民保険の加入等を支援しました。

また、法人の地域ネットワークを活用して、関係機関との調整を行い、居住の確保や就業支援等対象者の生活の安定に努めました。

○ 成果

再犯防止推進モデル事業において支援した者の再犯率

3.2%（31人中1人）





成果指標等

1 再犯の防止等に関する施策の成果指標（全体目標）

- 本県の刑法犯検挙者における再犯者数5,657人（令和元年）を基準として、計画終了年度までに679人（12%）以上の減少を目指すこととし、その達成に向けて施策を展開し、達成状況を検証します。

成果指標名	基準値	目標（令和5年）
刑法犯検挙者中の再犯者数	5,657人	4,978人以下 （679人以上の減）

（法務省提供データ）

2 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

- 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するため、次の数値を参考指標とします。

参考指標名	基準値
-------	-----

（1）就労・住居確保のための取組

①就労の確保

協力雇用主数	683事業所（令和2年4月1日）
--------	------------------

（法務省提供データ）

②住居の確保

セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）の登録戸数	798戸（令和元年度）
-----------------------------------	-------------

（県住宅課提供データ）

（2）福祉・保健医療サービス利用促進の取組

①高齢者又は障害者等への支援

地域生活定着支援センターにおける出所者への相談・支援件数	243件（令和元年度）
------------------------------	-------------

（地域生活定着支援センター提供データ）

②薬物依存をする者等への支援

保健所や県精神保健福祉センター等における薬物に関する相談件数（さいたま市・中核市を除く）	699件（令和元年度）
--	-------------

（県疾病対策課・薬務課提供データ）

(3) 非行の防止と修学支援の取組

刑法犯少年の再犯者数	4 2 3 人 (令和元年)
------------	----------------

(埼玉県警察提供データ)

(4) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導、実施のための取組

刑法犯成人検挙人員中の同一罪名 有前科者の人数	
傷害・暴行	2 2 2 人 (平成30年)
窃盗	8 6 4 人 (平成30年)
性犯罪 (強制わいせつ・強制性交等)	7 人 (平成30年)

(埼玉県警察提供データ)

(5) 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動推進のための取組

① 民間協力者の活動促進

保護司人数	1, 4 9 5 人 (令和2年4月1日)
更生保護女性会員数	5, 1 8 7 人 (令和2年4月1日)
BBS会員数	6 5 人 (令和2年1月1日)
少年警察ボランティア人数	9 7 4 人 (令和2年7月1日)

(法務省・埼玉県警察提供データ)

② 広報・啓発活動の推進

「社会を明るくする運動」参加人数	3 3 6, 3 3 9 人 (令和元年)
------------------	-----------------------

(法務省提供データ)

IV 施策の展開

本計画に掲げる成果目標を達成するため、次の施策に取り組みます。

1 就労・住居確保のための取組

(1) 就労の確保

現状と課題

令和元年に犯行時の居住地が埼玉県で刑事施設に再び入所した者のうち無職者は6割を超えています。

犯罪をした者等は、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないことがあるため、求職活動が円滑に進まない場合があります。また、一旦就職しても、職場での人間関係を十分に構築することができないなど様々な問題が発生し、離職してしまう人も多く見受けられます。

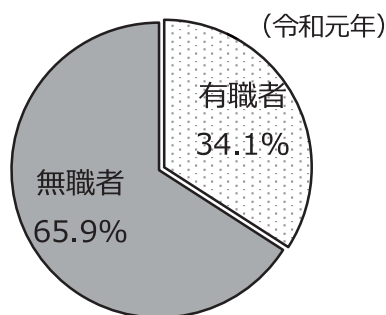
犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける「協力雇用主」は近年増加傾向にあり、県内では令和2年4月1日現在、683事業所の協力雇用主がおります。しかし、建設業が6割を超えているなど業種に偏りが出ている状況です。

法務省のアンケート調査の結果では、協力雇用主のうち、実際に雇用の経験がある協力雇用主は約6割となっています。協力雇用主に雇用されていても、1年以内で辞めてしまう人が約7割と職場定着が課題となっています。

また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、就労をしていないことが再犯リスクの一つとなっています。

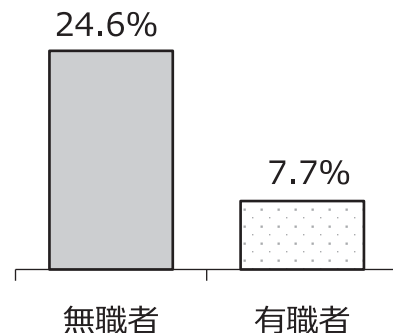
再犯防止に向けて、求職時及び就職後を通じた継続的な支援とともに、幅広い業種の協力雇用主による雇用を促進する取組が不可欠です。

図4 再入所者の再犯時の職業の有無[埼玉県]



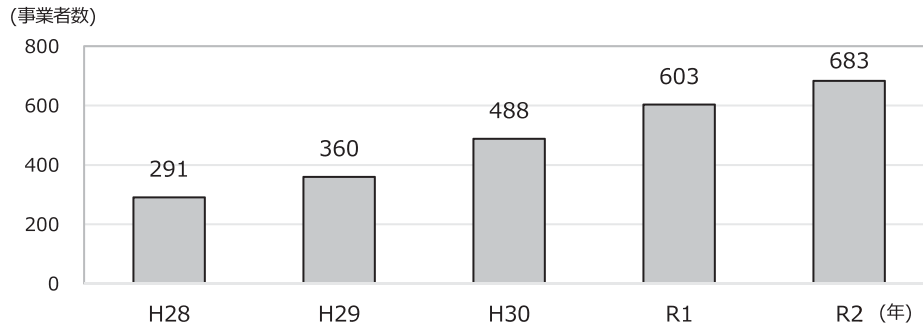
※再入所に係る犯行時の居住地が埼玉県であった者
出典：東京矯正管区データに基づき作成

図5 有職者・無職者別再犯率【全国】



出典：法務省調査(平成26～30年)

図6 協力雇用主数（各年4月1日現在）【埼玉県】



令和2年業種別雇用主数

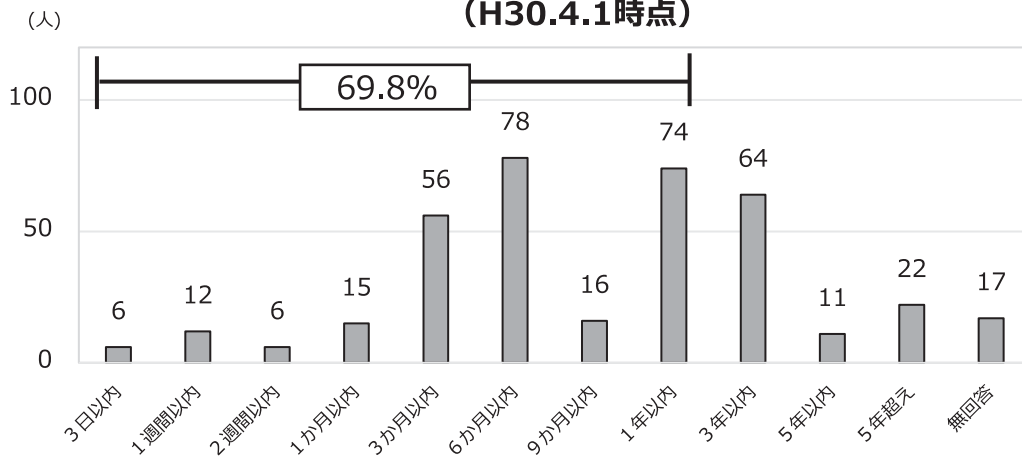
出典：法務省提供データ

	製造業	建設業	飲食業	医療・福祉業	サービス業	卸小売業	運送業	電気・ガス	農林漁業	その他	計
雇用主数(人)	27	416	12	25	48	11	56	32	2	54	683
割合(%)	4.0	60.9	1.8	3.7	7.0	1.6	8.2	4.7	0.3	7.9	100

出典：「さいたまの更生保護」

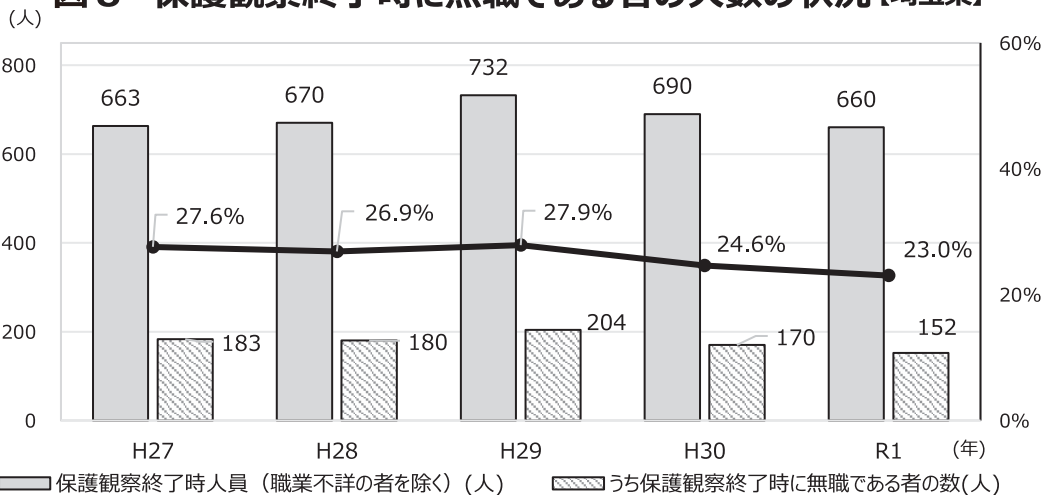
図7 雇用した人の平均的な勤務継続期間【全国】

(H30.4.1時点)



出典：協力雇用主アンケート（法務省）

図8 保護観察終了時に無職である者の人数の状況【埼玉県】



※さいたま保護観察所における保護観察終了者

出典：法務省提供データ

県の主な取組・支援

- 保護観察対象少年を会計年度任用職員として雇用し、将来の就労につながるよう支援します。
- 協力雇用主による刑務所出所者等の雇用を促進するため県の建設工事等入札参加資格審査において、協力雇用主に対する優遇措置を実施します。
- 市町村担当者会議等を活用して協力雇用主に対する入札参加資格優遇措置を実施する市町村の拡大に努めます。
- 就職に必要な知識や技能を習得するための実技を中心とした職業訓練を実施します。
- 直ちに一般就労することが困難な生活困窮者に対して、個々の能力や状況等に応じ、生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業や就労訓練事業を実施します。
- 障害者就業・生活支援センターでは、就職を希望している障害者や職場定着が困難な障害者を対象に、就業面と生活面の一体的な相談などの取組を支援します。

国等の主な取組・支援

- 矯正施設、保護観察所、公共職業安定所等が連携し、刑務所出所者等総合就労支援対策を実施することにより、矯正施設入所者や保護観察対象者等に対して、職業相談、職業紹介等を行います。
- 少年院では、職業指導等を通じて、在院者の勤労意欲を高め、職業的知識及び技能を付与します。
- 刑事施設では、刑務作業・職業訓練・改善指導等を通じて、勤労の習慣に加え、受刑者に職業的知識及び技能を付与します。
- 保護観察所では、協力雇用主の開拓とともに、就労継続に必要な生活指導等を行う協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金の支給や身元保証を確保できない刑務所出所者等に係る身元保証など協力雇用主に対する支援を行います。
- 保護観察所では、民間事業者に委託し、矯正施設入所中から就職及び就職後の職場定着まで継続的な支援を行う「更生保護就労支援事業」を実施します。
- コレワーク関東（東京矯正管区矯正就労支援情報センター室）では、刑務所出所者等の雇用を検討している事業主に対し、雇用ニーズにマッチする者を收容する矯正施設の情報を提供します。
〈★コラム1〉

○ 少年鑑別所（法務少年支援センター）では、コレワーク関東（東京矯正管区矯正就労支援情報センター室）と連携し、刑務所出所者等の職業適性等の把握や職場定着のための助言を行うなど雇用に係る手続をサポートします。

○ 矯正施設や保護観察所では、就労と福祉の狭間にある刑務所出所者等の就労を促進するため、障害者雇用に取り組むソーシャル・ファーム等と連携します。

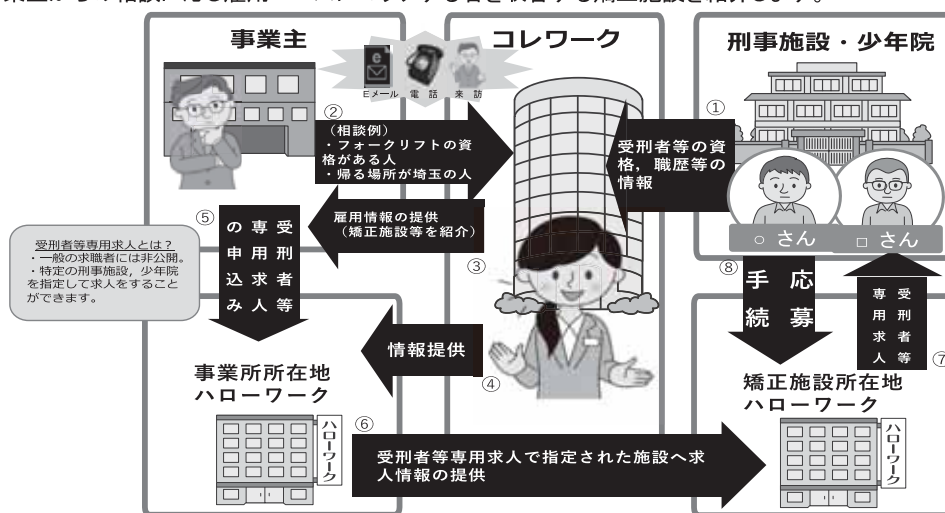
★コラム 1 コレワーク関東の取組

コレワークは、刑務所・少年院に入所している者と事業主をつなぐ支援をする法務省の機関です。刑務所出所者等の雇用を検討している事業主に対し、雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設の情報を提供するなど採用手続をサポートしています。

【業務内容】

1 マッチング・サービス

事業主からの相談に応じ雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設を紹介します。



2 採用手続支援サービス

事業主の矯正施設での採用手続（面接・書類選考など）を幅広くサポートします。

3 就労支援相談窓口サービス

事業主に対し、各種支援制度の案内や矯正施設見学会等の案内を行います。

4 その他の支援サービス

刑務所出所者等の雇用を検討している事業主向けに、各種イベントを主催しています。



写真：矯正施設スタディツアー



写真：個別相談会



マスコットキャラクター
コレまる

●コレワーク関東

所在地：さいたま新都心合同庁舎 2号館 1階

相談ダイヤル：0120-29-5089 メール：corrework-kanto@i.moj.go.jp

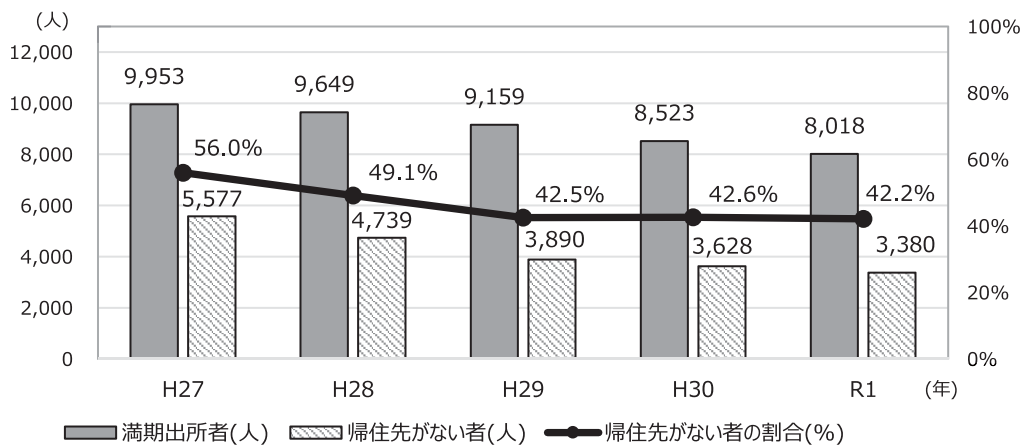
(2) 住居の確保

現状と課題

令和元年矯正統計年報によると、刑務所等満期出所者のうち約4割が適当な帰住先が確保されないまま出所しています。また、受刑者等の親族等の中には、受刑者等が出所・出院した後の支援について不安を抱えている人もおり、親族等のもとに帰住できる受刑者等が減少傾向にあります。法務省の調査では、適当な帰住先がない者の再犯に至るまでの期間は帰住先が確保されている者と比較すると短くなっており、地域社会で安定した生活を送るためには住居の確保が不可欠であり、再犯を防止する上で重要なものとなっています。

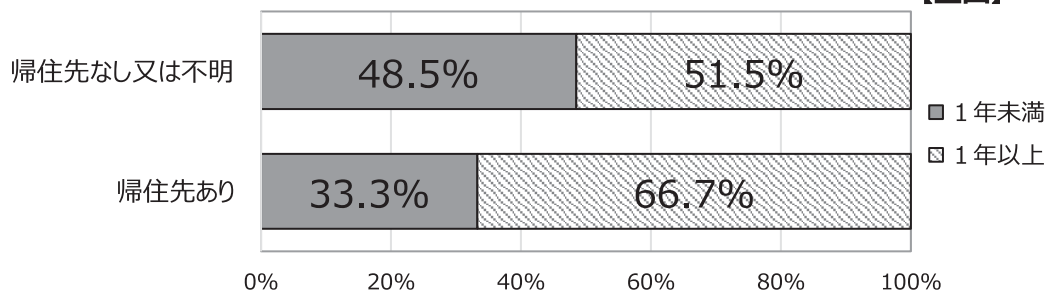
出所後等に親族のもとに戻れないなど適当な帰住先が確保できない場合、県内では更生保護施設清心寮や自立準備ホーム、埼玉弁護士会の刑事弁護シェルターがその受け皿となっていますが、これらの施設は一時的な居場所であることから、退所後は地域に住居を確保する必要があります。しかしながら、現状では、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できないなどの理由で、退所後の定住先を確保できないといった課題があります。

図9 刑事施設を満期で出所した者のうち、帰住先がない者の割合【全国】



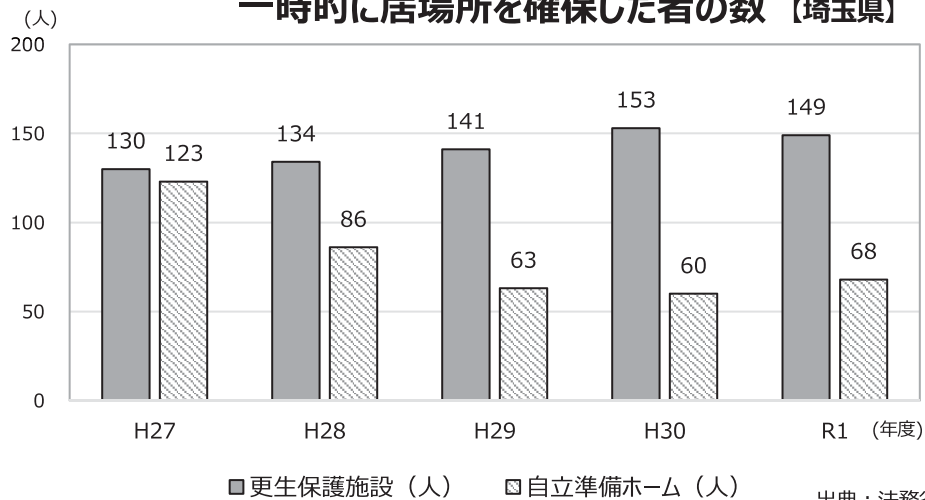
出典：矯正統計年報

図10 適当な帰住先と再犯に至るまでの期間【全国】



出典：法務省調査

図11 更生保護施設及び自立準備ホームで一時的に居場所を確保した者の数【埼玉県】



出典：法務省提供データ

★コラム2 更生保護施設 清心寮

更生保護施設は国（法務大臣）の認可を受けて設置され、全国に103か所ありますが、埼玉県では、唯一清心寮が認可を受けています。

更生保護施設は、矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがいないことなどにより、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。また、それだけでなく、生活指導、職業補導などを行い、自立を援助することで、再犯・再非行の防止に貢献しています。

清心寮の定員は20名で、入所期間は自立できるまでの概ね1～6か月です。



写真：更生保護施設 清心寮

【更生に向けての支援】

更生のための計画作成指導

入所時に具体的な生活目標を作成させ、達成に向けて進捗状況を管理します。各人が抱える問題に応じ、保護観察所等と連絡を取りながら指導助言を行います。

宿泊・食事の供与

入所後しばらくの間は無料で宿泊・食事を提供し、就労などで給与のある人は実費を徴収します。居室等の衛生、食事の栄養価などに配慮しています。

金銭管理

自立するためにはアパート代などの資金が必要です。給与などを無駄遣いしないよう保管金として預かり積み立てるよう指導しています。

生活指導・余暇活動

健全で規則正しい生活を営むための実践指導、SST 訓練（ソーシャルスキルトレーニング）、情操を豊かにする教養講座など様々なプログラムを提供しています。

フォローアップ業務

清心寮退所後、一人で生活する者の立ち直りを見守り支えるフォローアップサービスを行っています。

就職援助・福祉医療の斡旋

ハローワーク・更生保護就労支援事業所等と連携し、協力雇用主等への就職を支援します。また、生活保護や医療への円滑な手続を支援します。

県の主な取組・支援

- 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「住宅セーフティネット法」という。）」に基づく居住支援法人の指定促進に努めます。
- 低額所得者や更生保護対象者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない「セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）」の登録促進に努めます。
- 住宅に困窮する低額所得者に対して県営住宅を提供します。
- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居に協力する不動産事業者（「あんしん賃貸住まいサポート店」）の登録促進に努めます。

国等の主な取組・支援

- 保護観察所では、更生保護施設等への委託、高齢者や障害者に必要な支援を行う入居支援や特別調整を実施します。
- 住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者に該当する者に対して、個別の事情に応じ、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談を実施します。
- 埼玉弁護士会では、同会が制定した社会復帰支援委託援助制度に基づき、釈放後の帰住先がない被疑者・被告人に対して、釈放後一定期間生活できる居場所（シェルター）を提供し、生活再建の支援をします。

〈★コラム3〉

埼玉弁護士会では、2009年7月より住居不定等により帰住先のない身柄拘束中の被疑者・被告人に対して、釈放後の一時的な居所を確保するとともに同所から長期的に居住可能な住所への転居をはじめとする支援を社会福祉士等に委託し、社会復帰を支援する刑事弁護活動をサポートする制度（「社会復帰支援委託援助制度」）を実施しています。

このほかにも福祉職の方と連携して、精神障害のある被疑者等のために、その特性に応じた刑事弁護を行い、また円滑な社会復帰を支援するため、障害者当番弁護士制度の実施や医療観察法の付添人活動を支援しています。また、県内の各学校における「いじめ防止授業」への講師派遣、「スクールロイヤー」派遣など、子どもたちが不安なく就学できる環境を守るための取組みを行っています。

【社会復帰支援委託援助制度】

（制度概要）

本制度では、弁護人が当事者の生活状況を踏まえ、本人の意向を聞きつつ、当人に必要な支援の在り方について福祉職と相談し、釈放前に事前調整を行った上で釈放日を迎えます。そのため釈放前後の移行がスムーズです。利用対象は、「生活困窮等により釈放後の帰住先がない方」です。年齢の制限はないため、幅の広い利用者の支援が可能です。実際、利用者の年齢層は20代から70代まで多様です。

制度の大きな特徴は、福祉職と法律職の協働による支援です。釈放後、福祉職からは住民票の復活や携帯電話の契約といった日常生活に関する援助や、アパート確保、医療受診、福祉制度の活用等に向けた支援を実施します。弁護士もこれらに協力するほか、法律問題の相談に応じ、必要に応じて本人から依頼を受けて法的手続きを行います。実際に、債務整理や家事事件の相談や事件対応などが行われています。

（制度の流れ）

- 1 弁護士会が、①非営利目的で運営、②健康で文化的な最低限度の生活を営める個室、③利用費の相当性・透明性、④社会復帰に向けた支援が可能な福祉専門職を運営団体に常置、の4つの要件を満たす施設をシェルターとして指定。
- 2 刑事事件を担当する弁護人が、本人に意思確認の上、制度利用を申請。シェルター運営団体の福祉専門職が当事者と面会し、釈放前に利用の可否を回答。
- 3 生活改善の見通しを踏まえ、弁護人が裁判所や検察庁に釈放に向けた活動を実施。
- 4 釈放当日、弁護人が生活保護申請に同行。その後も弁護士と福祉職が協働で自立に向けた支援を継続。



写真：シェルターの一つ（ほっとポット居室）

県内に2つのNPO法人が運営する11室がシェルターに指定されています。

制度開始から2020年11月末までの間に663件の利用申込みがあり、305名がシェルターに入所し、その後多くの方がアパートや医療・福祉施設など、当人のニーズに合わせた生活場所を得て退所されています。

埼玉弁護士会では、生活上の不安を抱えた市民のため、各種の法律相談事業も幅広く行っています。詳細は、ホームページをご参照下さい。



【埼玉弁護士会HP: <https://www.saiben.or.jp/>】

2 福祉・保健医療サービス利用促進の取組

(1) 高齢者又は障害者等への支援

現状と課題

本県における刑法犯の検挙人員に占める高齢者（65歳以上の者）の割合は2割前後を推移しており、全国における刑務所出所者のうち、高齢者が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、高い傾向にあります。

また、犯罪時の居住地が埼玉県で令和元年に刑事施設に入所した者のうち、2割近くの者が精神障害や知的障害があると診断されています。

これまでも高齢者や障害者に対しては、満期出所者、起訴猶予者等に対する更生緊急保護や矯正施設入所者に対する特別調整により、福祉・保健医療サービスの利用に向けた調整を実施してきました。

一方で、福祉・保健医療サービスが必要な状況にも関わらず、本人が特別調整を希望しない場合など、適切なサービスが提供されずに再犯につながる例も見受けられます。

高齢者や障害者等に必要な支援が行き届くよう関係機関の連携体制を充実・強化することが課題となっています。

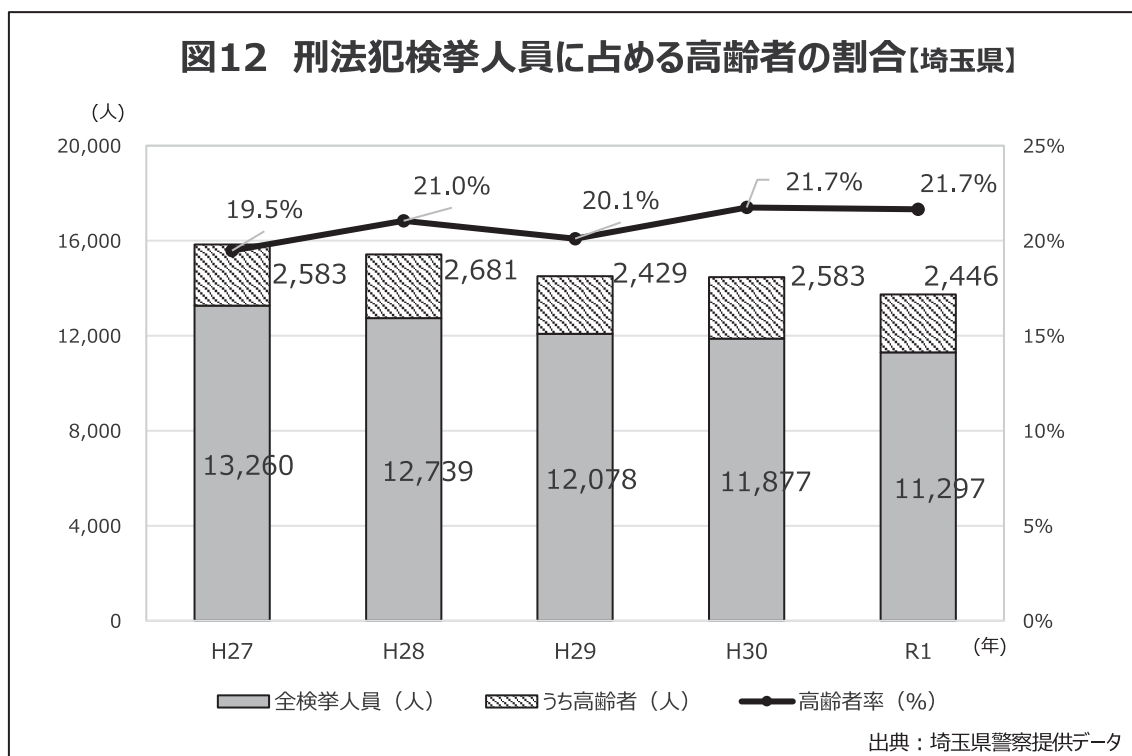
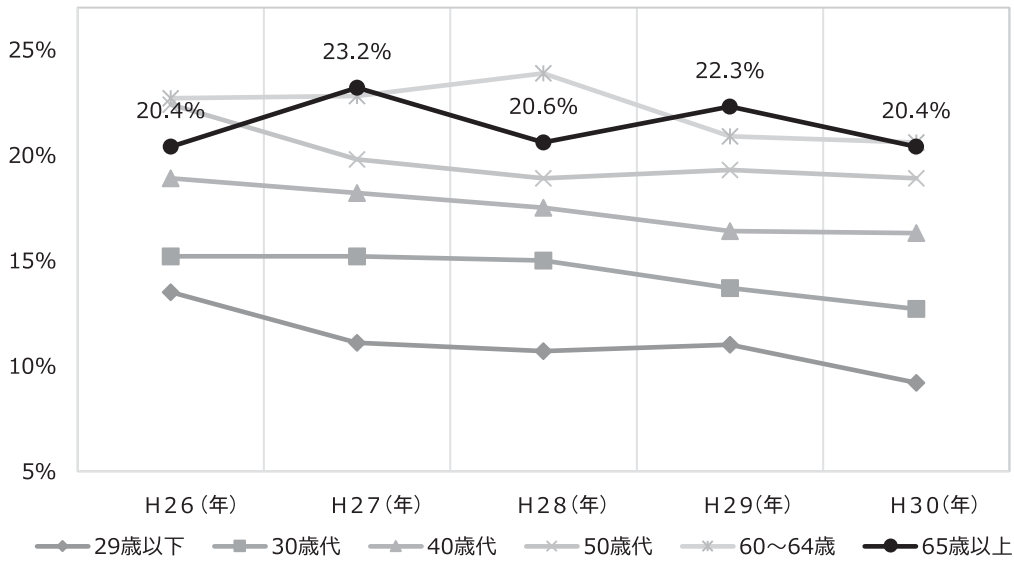
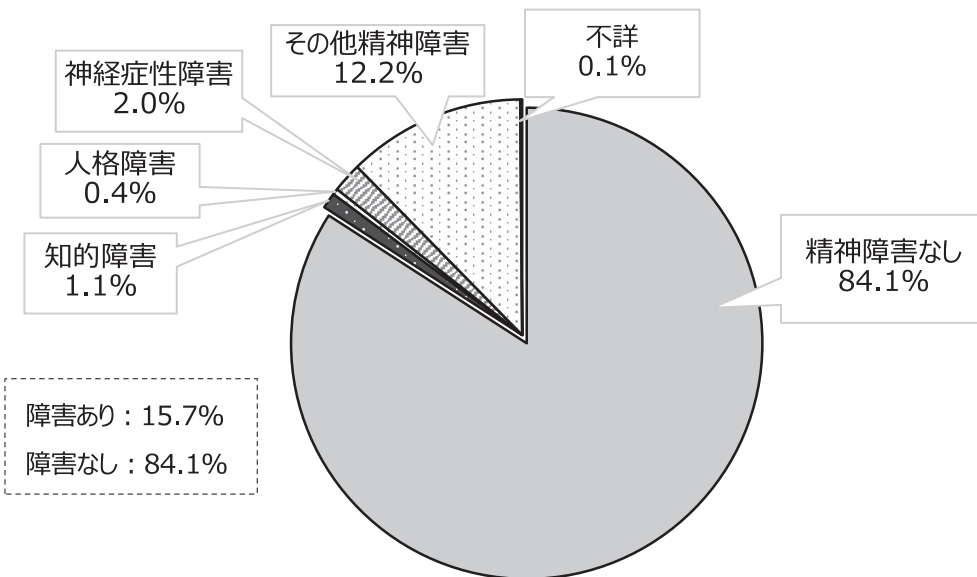


図13 出所受刑者の2年以内再入率の推移（年齢別）[全国]



出典：犯罪白書

図14 新受刑者における精神診断の結果【埼玉県】
(737人：R1)



※ 犯行時の居住地が埼玉県であった者
出典：東京矯正管区提供データに基づき作成

県の主な取組・支援

- 地域生活定着支援センターでは、矯正施設や保護観察所と連携し、高齢や障害のある矯正施設の入所者及び出所者で、帰住先がなく福祉の支援が必要な人に対し、福祉サービス受給に向けた相談・調整等を行います。 〈★コラム4〉
- 埼玉県再犯防止推進モデル事業の効果検証を踏まえ、関係機関と連携し、高齢や障害のある起訴猶予者等の社会復帰や再犯防止に向けた生活環境の整備を推進します。
- 市町村が設置し、高齢者に対する総合相談、権利擁護、介護予防などの業務を行う地域包括支援センターに対し、機能強化のための研修などを行い、その取組を支援します。
- 県では、犯罪や非行をした者を含めた高齢者、障害者等に、支援対象に応じた福祉サービスを適切に提供します。
- 重層的な支援体制（包括的な相談支援の体制）の整備に取り組む市町村に対し、地域包括ケア総合支援チームによる支援やアドバイザーの派遣、先進事例の紹介、市町村職員等への研修などを行います。

国等の主な取組・支援

- 地方検察庁では、社会福祉士をアドバイザーとして登録し、高齢や障害等により独力での社会復帰が困難と認められる被疑者・被告人の支援策について、検察官が社会福祉士から助言を受け、福祉機関等につなぐなどの入口支援に取り組みます。 〈★コラム5〉
- 刑事施設では、高齢者や障害のある受刑者に対して社会復帰支援指導を実施し、各種福祉制度に関する基礎的知識の習得などを支援します。
- 保護観察所では、矯正施設入所者のうち、高齢者や障害者に対して、矯正施設や地域生活定着支援センター等と連携し、出所後の福祉サービス等の利用に向けた特別調整を行います。
- 保護観察所では、更生緊急保護対象者等のうち、高齢者や障害者に対して、地方検察庁、少年鑑別所（法務少年支援センター）、更生保護施設、自立準備ホーム、地域生活定着支援センター等と連携し、福祉サービス等の利用に向けた支援を行います。
- 埼玉弁護士会では、県内の医療観察法病棟で法律相談会を毎月実施し、対象者の抱える社会生活上の諸問題の解消に向けた支援をします。
- 埼玉弁護士会では、社会復帰の際に医療・福祉的支援を必要とする被疑者・被告人が適切な支援を受けられるよう、担当弁護士と福祉職・専門医が連携して活動する体制を整えます（障がい者当番弁護士制度、医療観察法事例検討会、社会復帰支援研修）。

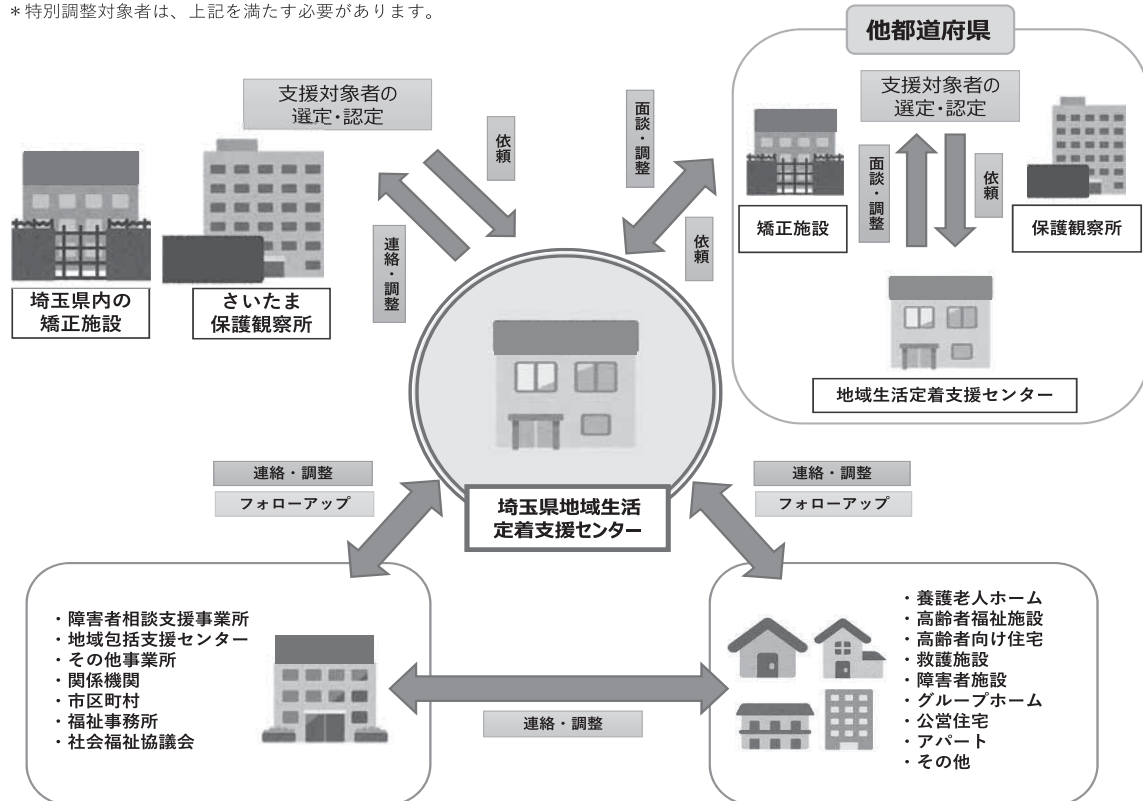
★コラム4 地域生活定着支援センター

埼玉県地域生活定着支援センターは令和2年4月現在、社会福祉法人親愛会が埼玉県から委託を受け、設置しています。センターでは矯正施設（刑務所又は少年院など）の出所予定者で、高齢や障害のため福祉支援が必要な方を、出所後すぐに福祉サービスが受けられるよう保護観察所、矯正施設、福祉機関等と連携して調整をし、福祉と司法の架け橋としての役割を担っています。

【業務の流れ】

《主な支援対象となる要件》

- 高齢(概ね65歳以上)、又は障害を有すると認められること。
 - 矯正施設出所後の適当な住居がないこと。
 - 矯正施設出所後に福祉サービスを受けることが必要と認められること。
 - 円滑な社会復帰のために、支援の対象とすることが相当と認められること。
 - 支援の対象となることを希望していること。
 - 支援の実施に必要な範囲内で個人情報や公共の保健福祉に関する機関等への提供に同意していること。
- *特別調整対象者は、上記を満たす必要があります。



コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、入所者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの確認等を行い、受け入れ先施設等のあわせ又は福祉サービス等に係る申請支援などを行います。

相談支援業務

懲役もしくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した方及びその関係者からの相談に応じています。

フォローアップ業務

コーディネート業務により、矯正施設から退所した後、社会で生活している方や受け入れた施設等に対して必要な助言などを行います。

その他

地域福祉支援検討会業務、福祉事業者巡回開拓業務、地域福祉研修業務、その他必要な業務を行います。

★コラム5 さいたま地方検察庁における再犯防止の取組

さいたま地方検察庁では、「刑事政策総合支援室」（以下「支援室」という。）を設置し、起訴猶予処分や刑の執行猶予等により社会復帰する被疑者・被告人に対する支援（入口支援）に取り組んでいます。

例えば、住居がなく、就労の意欲があるのに職がなく経済的に困窮した万引きの被疑者について、検察官が起訴猶予処分と同時に自立支援のため更生緊急保護の必要性を見込んだ場合には、支援室において、その者の職歴等の情報を保護観察所に事前提供するなどして事前調整を行い、釈放と同時に保護観察所の実施する手続にスムーズに移行できるようにしています。

さらに、近年は、高齢や障害等のため就労による独力での自立が見込めない被疑者・被告人も多くいることから、支援室では、こうした者の支援を行う取組の一環として、社会福祉士をアドバイザーとして登録し、検察官が社会福祉士から支援策について助言を受け、福祉機関等と連絡調整し、適切な福祉機関等につないでいます。

例えば、親族間のトラブルにより住んでいた家を退去させられたにもかかわらず、その家に不法侵入した高齢の被疑者について、経済的には困窮していないものの、高齢のため直ちに住居を確保することが困難であったことから、社会福祉士の助言を得て、見守り付き賃貸住宅へ受入要請を行うなどのつなぎ支援を行い、その結果、釈放当日、被疑者において同住宅の契約手続を完了し、入居できた事例があります。

さいたま地方検察庁では、引き続き、支援室を中心に、官民の医療・福祉関係機関等と良好な関係を構築すると共に、被疑者・被告人の弁護人とも社会復帰支援の観点では協力し、犯罪をした者にとって最も有効・適切な支援がなされるよう努めてまいりたいと考えています。



写真：さいたま地方検察庁

(2) 薬物依存を有する者への支援

現状と課題

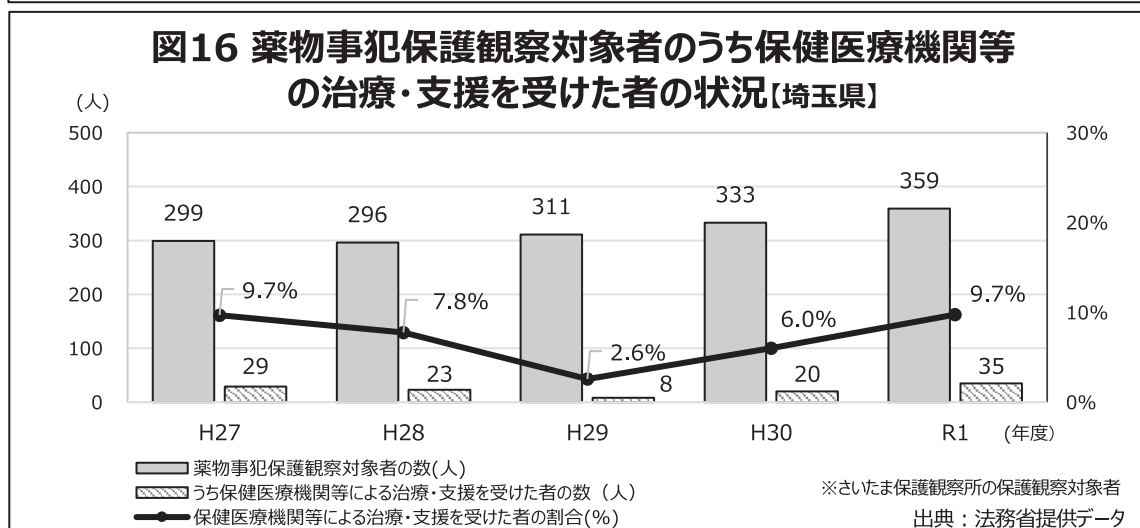
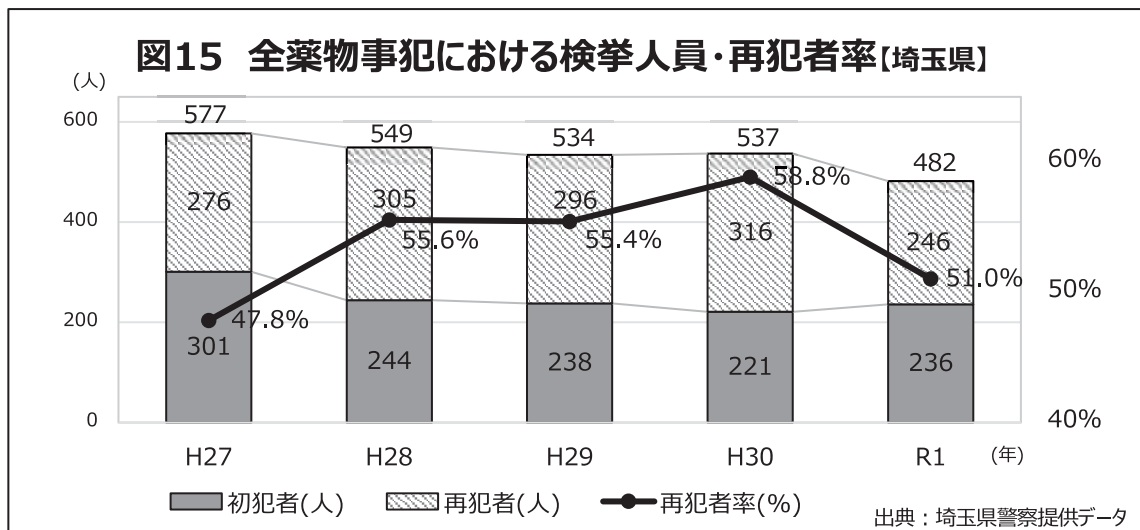
本県の全薬物事犯における再犯者率は、令和元年で51.0%となっています。

近年、県内における薬物事犯の検挙者数は500人程度で推移しており、そのうち再犯者は5割台となっています。再犯者率が高い理由は、薬物依存症からの回復が難しいことが一因と言われています。

しかし、薬物事犯の保護観察対象者のうち保健医療機関等による治療や支援を受けた者は、令和元年度では9.7%にとどまっています。

薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、適切な治療を提供する医療体制を整備するとともに、薬物回復支援団体と連携した社会復帰支援を推進することが重要です。

また、薬物乱用問題への対応や薬物依存症からの回復のためには、薬物乱用者・依存症者本人への支援はもとより、家族等による本人への適切な対応が必要です。そのため、薬物乱用者・依存症者本人及びその家族等に対する相談体制の充実強化が不可欠です。



県の主な取組・支援

- 「埼玉県薬物乱用対策推進計画」に基づき、関係機関・団体等と連携して街頭キャンペーン等を実施し、薬物乱用防止啓発活動を行います。
- 薬物に悩む県民が早期にかつ確実に窓口にとどり着けるよう、広報紙、リーフレット及びホームページ等の各種広報媒体を用いて、相談窓口の周知を行います。
- 医療関係者向けに、薬物依存症についての研修等を行い、医療体制の充実を図ります。また、保健所や県精神保健福祉センター等において、薬物依存症者及びその家族等からの相談に応じる中で医療機関への受診を勧奨します。
- 保健所や県精神保健福祉センター等において薬物に関する相談に応じます。また、県精神保健福祉センターでは、薬物依存症の家族が依存症や対応方法などについて学べる薬物依存症家族教室を開催します。
- 薬物依存症やその家族の相談に応じるなど薬物依存症者の社会復帰支援を行っている薬物回復支援団体を支援します。
- 検挙した薬物事犯者のうち、執行猶予判決が見込まれる者に対し、再乱用防止に資する公的機関・民間団体の情報を提供します。

国等の主な取組・支援

- 矯正施設や保護観察所では、薬物依存離脱指導・薬物非行防止指導や薬物再乱用防止プログラムを実施します。
- 保護観察所では、薬物事犯者の家族に対する家族会を開催し、薬物事犯者への対応方法や再犯防止に向けたアドバイス等について講義するなど、薬物事犯者の家族を支援します。
- 少年鑑別所（法務少年支援センター）では、薬物乱用防止のための専門のワークブック等を用いた相談支援を行います。
- 「薬物依存問題に係る地域連携協議会」を設置し、関係機関及び民間支援団体との連携を図ります。
- 埼玉弁護士会では、薬物・アルコール等の依存症に関する弁護人の理解を深め、依存症に起因する罪を犯した被疑者・被告人に対して適切な治療等に繋げる働きかけができるよう、ダルク等の自助組織や専門医等と協力して会内研修を実施します。

3 非行の防止と修学支援の取組

現状と課題

令和2年版少年非行白書によると令和元年の県内の刑法犯少年検挙・補導人員は1,302人となり、近年減少傾向にあります。一方、再犯者率は36.0%となっており、全国平均を上回る水準で推移しています。

県内の高等学校等進学率は令和元年度末で99.1%、県内高等学校の中途退学者率は1.0%となっています。その一方で、入所受刑者や少年院在院者の学歴は一般と比べ、中学卒業や高校中退などの割合が高くなっています。

また、少年院在院者の進路状況については、少年院や保護観察所において、様々な学習支援等を行っているものの、約7割が進学希望だが進路未定となっています。

非行により保護観察や少年院送致となった少年が、再び非行をしないようにするためには、少年自身が自分の行為の責任を自覚し、被害者の方々の心情等を理解した上で、自ら社会復帰のために努力していくことが重要です。

様々な生きづらさを抱える少年たちが地域社会の中で孤立することなく、再非行しないで生きていくためには、保護観察所や少年院といった刑事司法関係機関のみならず、国・県・学校・民間協力者が一丸となった取組が必要です。

少年の問題行動が多様化・深刻化する中、非行の未然防止に向けて早期に的確な支援を行うことが不可欠であるとともに、犯罪や非行をした者の立ち直りや修学を支援することが重要です。

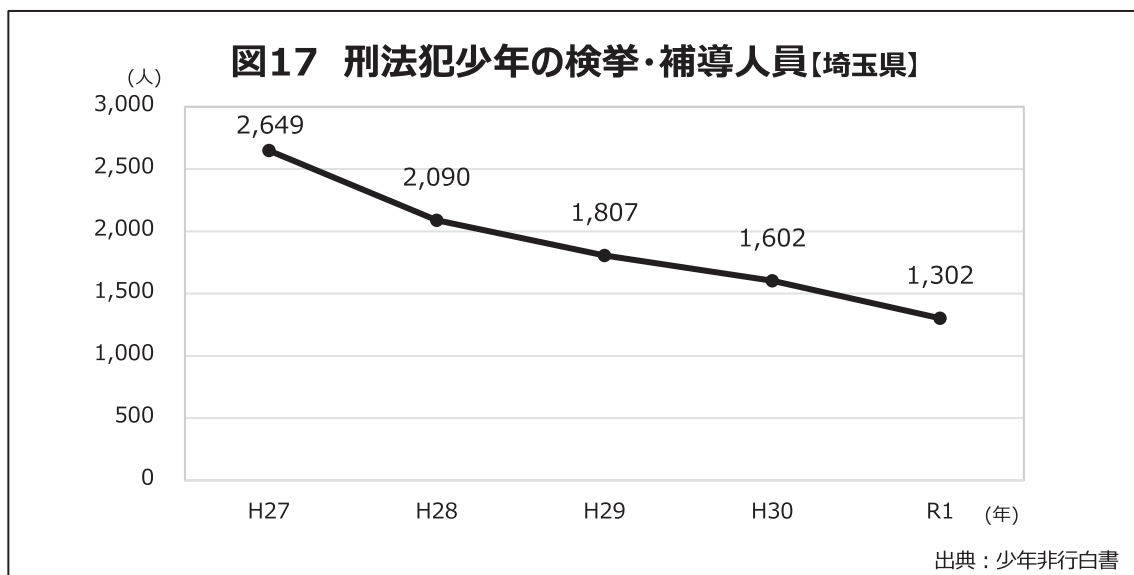
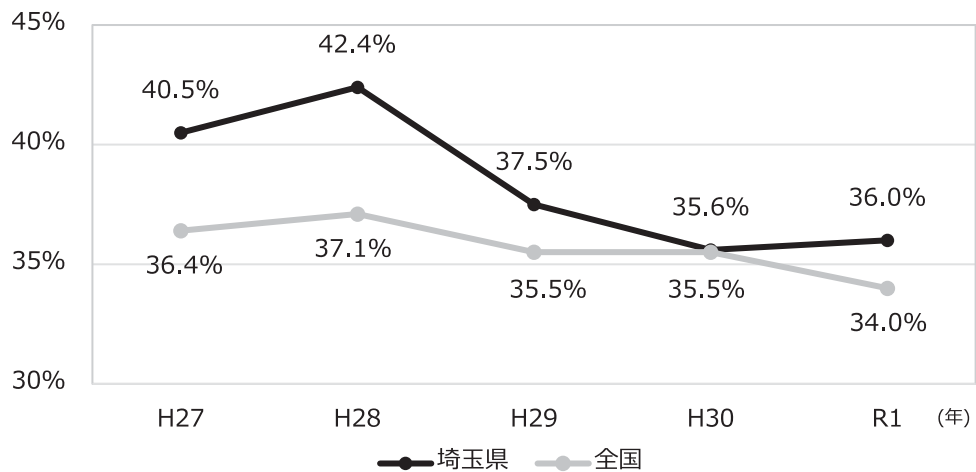
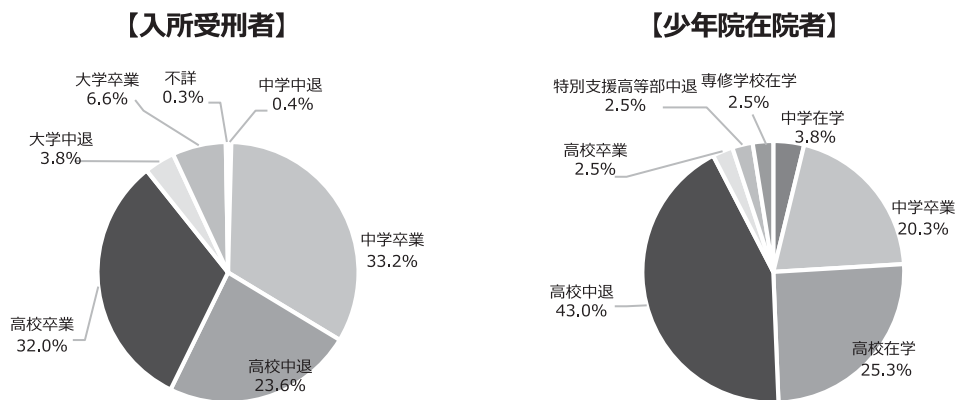


図18 全国と埼玉県の再犯者率（刑法犯少年）



出典：少年非行白書

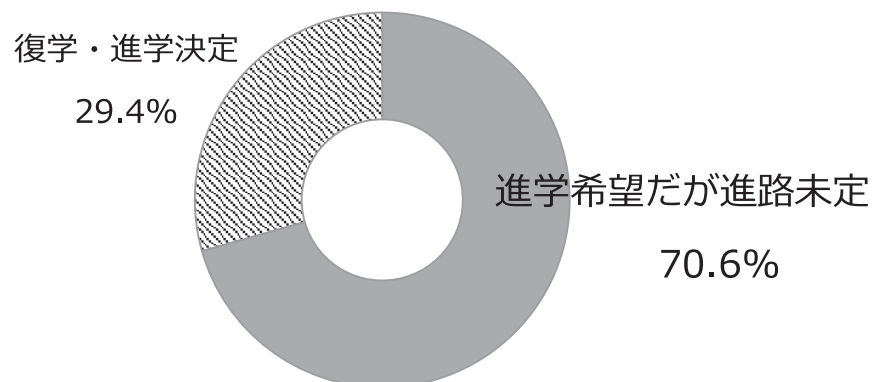
図19 入所受刑者及び少年院在院者の修学状況（R1）【埼玉県】



※ 犯行時の居住地が埼玉県であった者

出典：東京矯正管区提供データ

図20 少年院出院者の進路状況（R1）【全国】



出典：矯正統計年報